

香美市第9期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画を策定しました！

平成 12（2000）年に介護保険制度が施行してから3年に一度「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の見直しを行っています。本市では、令和3（2021）年3月に「香美市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの進化・推進に向け、各種施策に取り組んできました。

この度、第8期計画の実施状況の評価・検証等を行い、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間で計画期間とする「香美市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

計画書は、市ホームページに掲載しているほか、健康介護支援課や各支所窓口でもご覧いただけます。

問い合わせ先 高齢介護課 社会長寿班（☎ 0887-52-9280）

●● 計画の概要 ●●

全国的に高齢化が進展する中、本市においては高齢者（65歳以上）人口が平成29（2017）年にピークを迎えてから減少が続いていますが、後期高齢者（75歳以上）人口は令和4（2022）年以降増加し、令和9（2027）年まで増加する見込みとなっています。高齢者人口の減少に伴い、本計画期間中は要介護・要支援認定者数が減少する見込みとなっていますが、後期高齢者の増加により、要介護度の重度化や支え手の不足等が予想されます。

本計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることや上記の状況を踏まえ、本市では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進と、高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民、関係機関等がともに支え合う『地域共生社会[※]』の実現を目指します。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、在宅での家族介護者など、支援を必要とする高齢者やその家族に対して、多様な主体が連携を図りながら、持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策の推進を目指しています。

基本理念

ともに支え合い、いきいきとした暮らしを育むまちづくり

施策の柱

- 1 地域包括ケアの深化・推進
- 2 認知症高齢者等にやさしい地域づくり
- 3 権利擁護の取組の充実
- 4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり
- 5 介護保険サービスの充実
- 6 高齢者の活躍できる場の充実
- 7 介護予防・健康づくり施策の推進



『地域共生社会』とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の介護保険料は 月額 5,750 円 (据え置き)

第9期計画(令和6～8年度)の介護保険料については、後期高齢者人口の増加やサービス整備、介護報酬改定(+1.59%)等の影響に伴い、総給付費も増加する見込みとなっていますが、第1号被保険者の負担割合(23%)が第7期計画から引き続き据え置きされたことに加え、所得段階の見直し、介護保険に係る準備基金の取り崩しを行い、基準月額を5,750円で据え置きすることとなりました。

●● 所得段階ごとの介護保険料(年額) ●●

所得段階	負担割合	対象者の内容	保険料
第1段階	(0.455) 0.285	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税 ●住民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額 ≤ 80万円	(31,400円) 19,700円
第2段階	(0.650) 0.450	●住民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額 ≤ 120万円	(44,900円) 31,100円
第3段階	(0.755) 0.750	●住民税世帯非課税 上記を除く者	(52,100円) 51,800円
第4段階	0.850	●本人が住民税非課税 課税年金収入額+合計所得金額 ≤ 80万円	58,700円
第5段階 (基準)	1.000	●本人が住民税非課税	69,000円
第6段階	1.150	●本人が住民税課税 (合計所得120万円未満)	79,400円
第7段階	1.300	●本人が住民税課税 (合計所得210万円未満)	89,700円
第8段階	1.550	●本人が住民税課税 (合計所得320万円未満)	107,000円
第9段階	1.700	●本人が住民税課税 (合計所得420万円未満)	117,300円
第10段階	1.900	●本人が住民税課税 (合計所得520万円未満)	131,100円
第11段階	2.100	●本人が住民税課税 (合計所得620万円未満)	144,900円
第12段階	2.300	●本人が住民税課税 (合計所得720万円未満)	158,700円
第13段階	2.400	●本人が住民税課税 (合計所得720万円以上)	165,600円

●● 総給付費と介護保険料の推移 ●●

事業計画	事業期間	総給付費	保険料月額
第7期	平成30年度	約27.4億円(実績)	5,750円
	令和元年度	約29.2億円(実績)	
	令和2年度	約30.3億円(実績)	
第8期	令和3年度	約30億円(実績)	5,750円
	令和4年度	約29.3億円(実績)	
	令和5年度	約29.4億円(推計値)	
第9期	令和6年度	約30.5億円(推計値)	5,750円
	令和7年度	約30.7億円(推計値)	
	令和8年度	約31億円(推計値)	

認知症支援ガイドブックを改訂しました

認知症支援ガイドブックには、認知症の様態に応じたサービス提供の流れ等がまとめられています。

香美市役所、香美市内医療機関や量販店にて配布中！



認知症支援ガイドブック



※年額保険料 = 基準月額 × 12 か月 × 負担割合

※第1段階から第3段階の()内の数字は、軽減前の負担割合と年額保険料です

低所得者の保険料が軽減されます

第1～3段階の保険料については、国・県・市の公費による軽減が行われることから、実質の負担割合は基準額の1段階：0.285、2段階：0.450、3段階：0.750となります。

基準所得金額が変更になりました

国の制度改正により、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、所得段階が標準9段階から13段階へ変更となりました。

このことにより、本市においては、第1段階の負担割合が0.300から0.285に減少し、第10段階以上の負担割合が増加することとなり、一部の所得段階で保険料額が変更となります。